

林 務 課

第3期ながさき森林環境税について

長崎県では、森林環境の保全に資するため、平成19年度より「ながさき森林環境税」を導入しています。平成29年度からさらに5か年間延長する（平成28年11月定例県議会で議決）こととなりましたので、本制度の趣旨をご理解いただき、今後ともご協力くださるようお願い申し上げます。

【税額等のしくみ】

課税の公平性、徴税コストを考慮して、県民均等割額に加算して納めていただく超過課税方式です。

個人：納税義務者	個人県民税均等割を納める方
税額	年額500円
法人：納税義務者	法人県民税均等割を納める法人等
税額	県民均等割額の5%相当額



【税の使いみち】

「ながさき森林環境税」の税収は、森林の公益的機能を高めるための荒廃森林の整備や森林ボランティア活動への助成など、長崎県の森林づくりのために使われます。

●環境重視の森林づくり

- ・未整備森林、里山林※、環境保全林の間伐や森林整備を進めるための森林作業道の開設などに対して助成を行います。

※今年度から集落周辺の荒廃した森林（人工林・天然林・竹林）の整備が可能となります（県で発注して実施）。なお、その際、市町や各集落で取り組んでいただく境界確定や同意書の取得などの事前経費も支援対象となります。

●県民参加の森林づくり

- ・学校、森林ボランティア団体などへの活動や公共性の高い民間施設の木質化・木製品導入に係る経費について支援を行います。



<ボランティアによる植樹活動>



<施設の木質化の事例>

【問合せ先】

五島振興局 林務課 電話：0959-72-2094（直通） FAX：0959-72-6471
E-Mail：s12060@pref.nagasaki.lg.jp